

令和3年9月29日

保護者の皆様

元石川高等学校長

10月1日以降の教育活動について

日頃から本校の教育活動等に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

夏季休業期間中は、家庭での学習や健康観察の実施、感染防止への対応などに御協力くださりありがとうございました。

さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、令和3年9月30日をもって国の緊急事態措置が解除となり令和3年10月1日から10月24日まで「段階的な緩和の期間」とされ、引き続き感染の拡大防止に取り組むことに伴い、9月28日付け教育長通知により、令和3年10月1日以降の教育活動等について次のとおり(裏面参照)示されました。

こうした状況を受け、本校では10月1日(金)より時差登校(9時5分登校)を継続しながら通常の授業時間(55分授業)及び時間数(月・木6時間、火・水・金5時間)で行うことといたします。部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で感染リスクの高い活動は可能な限り避けながら活動いたします。

今後も、引き続き感染防止対策の徹底に取り組むとともに、各家庭におかれましても、感染予防の徹底への協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況によっては変更することがあることを御承知おきください。

[時程]

朝のHR	9:05 - 9:20
1校時	9:20 - 10:15
2校時	10:25 - 11:20
3校時	11:30 - 12:25
昼休み	12:25 - 13:10
4校時	13:10 - 14:05
5校時	14:15 - 15:10
6校時	15:20 - 16:15
SHR・清掃	16:15 -

問合せ先
副校長 山田
電話 (045) 902-2692

[県教育委員会通知より抜粋]

生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き感染防止対策の徹底を図りながら対応していく。

- ・ 当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。ただし、学校の実情を踏まえ、校長が必要と認める場合は、1週間程度短縮授業とすることも可とする。
- ・ 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

ア 基本的な対応について

- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。

ウ 部活動について

- 段階的な緩和の期間中の部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

エ 学校行事等について

①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断する。

②文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で実施する。